

TOTOメンテナンス株式会社 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日 ～ 令和10年 3月31日
2. 当社の課題
 - ①労働者に占める女性労働者の割合が40%以下
※計画策定時の実績 34.7% (2023年2月時点)
 - ②年次有給休暇の取得率が90%以下
※計画策定時の実績 84.1% (2023年2月時点)
3. 目標

- ①2028年度までに：女性労働者の割合40%以上
- ②2028年度までに：年次有給休暇の取得率90%以上
(取得率＝1年間に消化された年次有給休暇日数÷1年間に付与された年次有給休暇日数×100)

4. 主な取組内容
 - ①女性労働者について
 - ・女性労働者の採用を継続して行う
 - ・利用可能な両立支援制度の周知を継続して行う
(短時間勤務制度や在宅勤務制度など)
 - ・職場と家庭の両立において男女がともに貢献できる職場風土づくりを推進する
 - ②有給休暇取得について
 - ・年度初めに、個人の有給休暇取得目標日数を設定する
 - ・個人や家族の体調、積立休暇の積増し要望などを踏まえ、個々人の事情に合わせて目標設定する
 - ・但し有給休暇の権利が消滅しないよう、有給休暇と積立休暇の所有日数が上限※の社員は、目標日数を20日とする
※上限：有給休暇40日(新規20日＋繰越20日)、積立休暇30日
 - ・全社員が年間の取得計画を設定し、所属長と共有する
 - ・有給取得奨励日を設定し、有給休暇を取りやすい環境をつくる
 - ・毎月の全社会議で実績を共有し、進捗を確認する
 - ・管理職は有給休暇を取りやすい職場環境（雰囲気）をつくっていく
 - ・管理職は率先垂範で有給休暇を取得していく

＜参考＞厚生労働省の令和4年就労条件総合調査より
令和3年の労働者1人平均年次有給休暇取得率は58.3%

以上